

契約管財局用地部用地課における臨時的任用職員（事務職員）募集要項

令和6年9月

契約管財局

1 業務内容

用地取得に関する業務

（文書作成・リスト等の入力業務、用地取得に関わる資料の収集、調査及び申請（所有権移転登記等）、その他事務（電話、窓口等での対応業務あり）等）

2 募集人数

1名

3 受験資格

令和6年11月1日から勤務可能な方で、次の（1）～（2）の受験資格を満たす方がこの選考を受けることができます。

（1）パソコン（Word、Excel等）の基本的な操作ができる方

（2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、日本国籍を有しない方は受験できません。

4 任用期間

令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

※なお、必要と認める場合には、令和7年9月30日までその期間を更新することがあります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時から午後5時30分まで（休憩45分）

1日7時間45分、週5日勤務

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

(4) 勤務場所

大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館7階 契約管財局用地部用地課

(5) 報酬等

給与：188,732円（地域手当を含む。）

- ・採用されるまでの職歴等によって加算されることがあります。
- ・上記の他に、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が各種要件を満たす場合に支給されます。
- ・上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時及び採用後には変更されることがあります。

支給日：月末締め、原則当月17日に口座振替により支給

- ・支給日が休日に該当するときは、この限りではありません。

(6) 休暇等

年次休暇	・令和6年11月1日～令和7年3月31日：8日付与
特別休暇	・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 ・ボランティア休暇
その他	部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度など (別途取得要件あり)

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(7) 社会保険

大阪市職員共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

(8) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(9) その他

受験資格がないこと並びに申込の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 申込方法

次のア～エの書類すべてを必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）の郵便等で送付してください。（持参による申込みは認めませんのでご注意ください。）

(1) 提出書類

ア 臨時的任用職員採用申込書・・・1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ 論文・・・1通

※「7 選考方法（1）第1次選考（論文審査）」をご確認ください。

ウ 申し立て書・・・1通

エ 第1次選考結果送付用の定形封筒（長形3号）・・・1通

※必ず宛先を記載のうえ、84円切手を貼付してください。

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(2) 受付期間

令和6年9月6日（金）から令和6年9月20日（金）まで （必着）

※「臨時的任用職員採用申込書在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

(3) 申込書送付先

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部制度課総務グループあて

7 選考方法

(1) 第1次選考（論文審査）

ア 選考方法

応募時に筆記試験（論文）を実施しますので、所定の申込書と併せて提出してください。提出された論文に基づき、職務に対する適性、意欲等について審査します。

- ・論文問題

「あなたの挫折・失敗した経験とそれをどう乗り越えたか」について、これまでの経験等を踏まえ、具体的に述べなさい。

- ・字数

500字程度（A4用紙 縦置き 横書き）

- イ 選考結果

選考結果は申込者全員に送付します。

※電話などによる選考結果のお問い合わせはご遠慮願います。

（2）第2次選考（面接）

- ア 選考方法

第1次選考合格者を対象に、職務に対する適性、意欲、姿勢等について個別面接を実施します。

- イ 日時

令和6年10月8日（火）

時間、場所等の詳細は第1次選考の合格者に通知します。

- ウ 選考結果

選考結果は第2次選考受験者全員に送付します。

※電話などによる選考結果のお問い合わせはご遠慮願います。

なお、第2次選考合格者については、職歴証明書等を提出していただきます。

職歴証明書等の様式は、合格通知とともに送付します。

8 結果の発表

（1）選考結果については、可否に関わらず受験者本人あてに通知します。なお、受験者本人以外にはお伝えできません。

（2）合格者は「採用候補者登録名簿」に試験結果の成績順で登録し、上位者より採用内定とします。なお、当該名簿の登録期間は、名簿登録後から令和7年3月31日までとなります。

（3）欠員等が生じた場合は、「採用候補者登録名簿」から中途採用される場合があります。一方、欠員等が生じなかった場合の中途採用はありません。

- (4) 合格後または「採用候補者登録名簿」に登録後、受験資格がないことまたは申込の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

9 問合せ先

大阪市契約管財局契約部制度課総務グループ（担当：伊藤、松下）

電話：06-6484-7031

10 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること

- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと